

防犯対策を推進する地区の変更について

- 1 変更後の地区名  
音羽六・七・八町会地区
- 2 変更後の団体名及び代表者  
音羽六・七・八町会連合 会長 小嶋 忠幸 氏
- 3 変更後の地区の範囲  
文京区音羽一丁目5番、6番（5～13号）、7番（1号、16号）、8番、  
9番、10～14番、19番（22～27号）、21～25番  
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過  
令和元年7月1日 推進地区変更の申請  
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認  
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取  
(寄せられた意見なし)  
10月1日 推進地区変更日

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

音羽六・七・八町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

